

平成28年度

宮城県地域防災計画の修正について

〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編〕

【目次】

1 修正の経緯	… 1
2 主な修正点について	… 3

平成29年2月時点
宮城県

1 修正の経緯 ー 概要図 ー



- H12 宮城県沖地震の長期評価公表
- H13 長町・利府線断層帯長期評価公表
- H17 宮城県沖地震を想定した強震動の評価(一部修正版)
- H20 日本海溝・千島海溝周辺海溝型の地震防災戦略

減災目標(地域目標)を定めるよう地方公共団体に要請

- H22~H23 宮城県第四次地震被害想定調査
- H14~H15 宮城県第三次地震被害想定調査

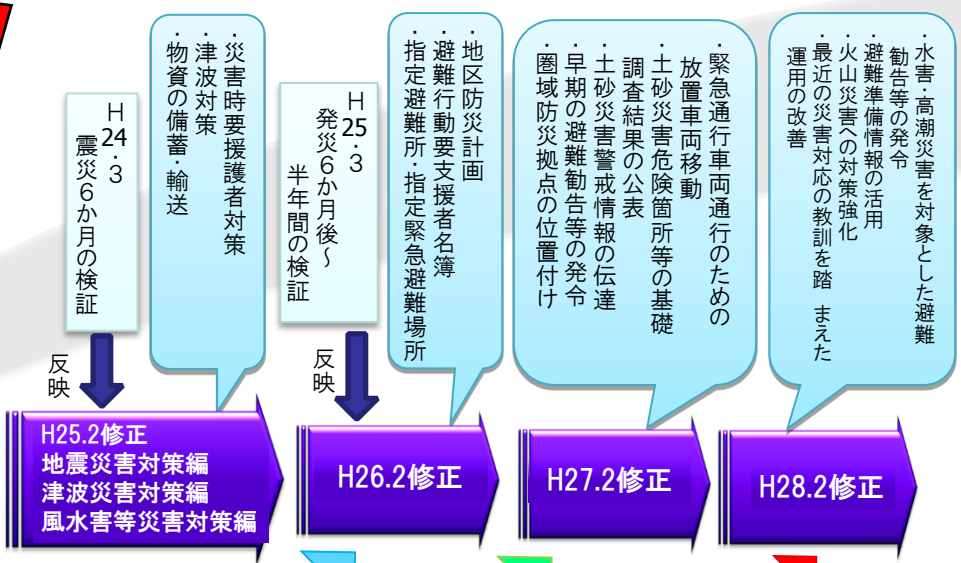
- 宮城県地域防災計画
- H16.6修正 震災対策編
 - H17.6修正 風水害等災害対策編
 - H18.8策定 日本海溝特措法編



「減災」を基本方針とした防災対策の推進

(「自助・共助・公助」の概念に基づき、県・市町村・防災機関・県民一丸となった取組)

震災後の宮城県地域防災計画の修正状況



- 活火山法の一部改正等の制度改正を踏まえた防災対策の強化
- 最近の災害対応の教訓等を踏まえた運用の改善等
- 火山防災対策の反映

●震災後の国の動向

- H23
- 津波対策の推進に関する法律
 - 東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門部会報告
 - 津波防災地域づくりに関する法律
- H24
- 災害対策基本法第1弾改正
 - 防災基本計画の修正

- H25
- 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針
 - 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針
 - 災害対策基本法第2弾改正
 - 大規模災害からの復興に関する法律
 - 防災基本計画の修正

- H26
- 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン
 - 土砂災害防止法改正
 - 災害対策基本法改正
 - 防災基本計画の修正

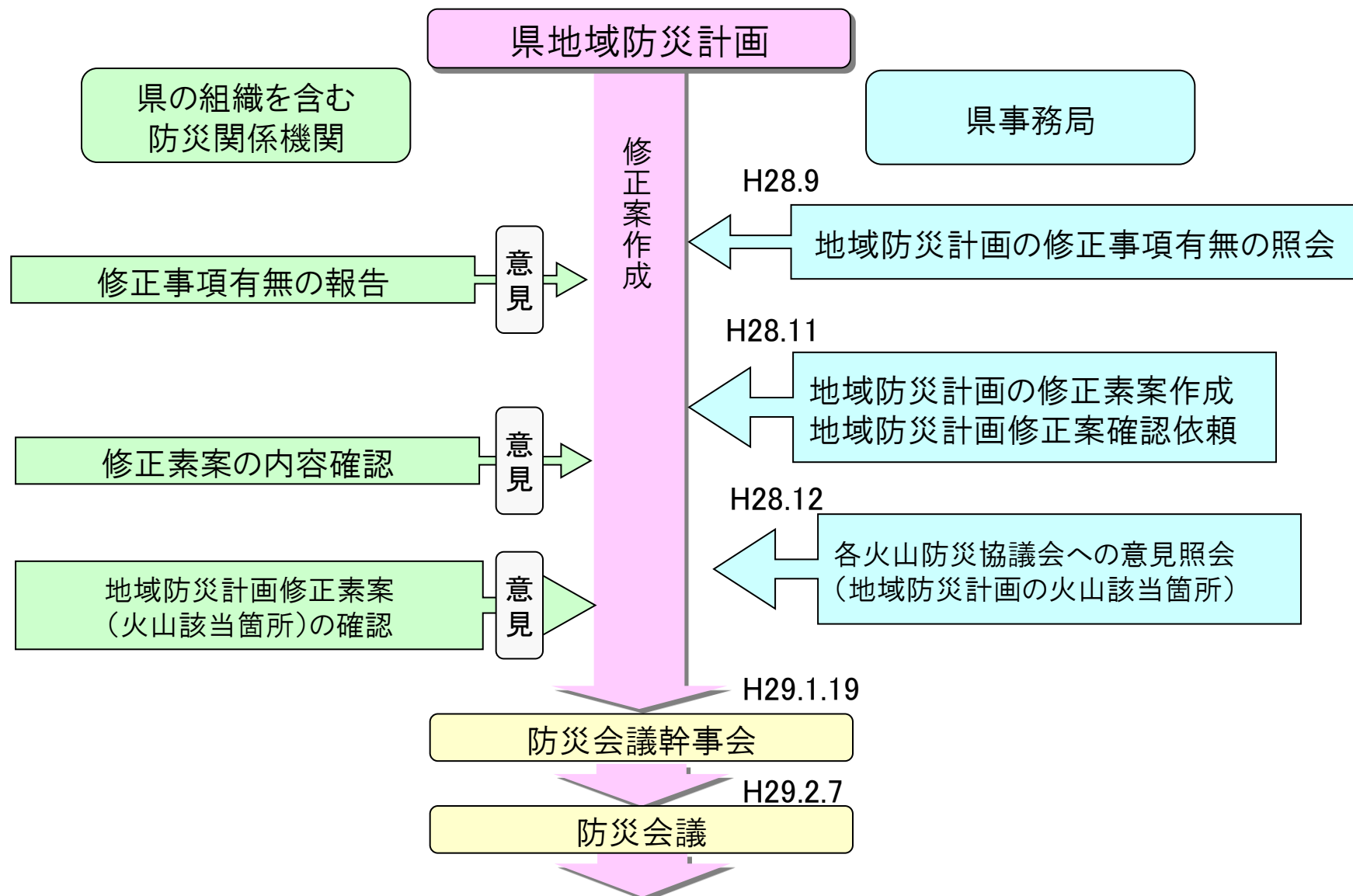
- H27
- 防災基本計画の修正
 - 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改定

- H27.12
活火山特別措置法施行

- H28.2, H28.5
防災基本計画の修正



1 修正の経緯 - 県地域防災計画修正の流れ -



H29.2 県地域防災計画(地震災害対策編, 津波災害対策編, 風水害等災害対策編)更新
国(消防庁)への報告, 各防災関係機関への配布, 県ホームページにおいて公開

2 主な修正点について

1 地震災害対策編，津波災害対策編，風水害等災害対策編共通の修正

(1) 防災基本計画の修正の反映

① 関係法令の一部改正等の制度改正を踏まえた防災対策の強化

○ 水防法等の一部改正の反映

下水道管理者の役割として，民間事業者等との協定締結などにより発災後の下水道施設の維持又は修繕に努めること，また，災害発生後の下水道機能を維持するため，必要な資機材の整備等に努めること等が明記されたため，必要な箇所を修正。

(地震編第2章第8節，津波編第2章第7節，風水害編第2章第4節)

○ 廃棄物処理法・災害対策基本法の一部改正の反映

仮置き場の確保や災害廃棄物の処理体制，民間事業者との連携のあり方等，災害廃棄物処理計画の中で具体的に示すことが明記されたため，必要な箇所を修正。

(地震編第2章第28節・第3章20節，津波編 同左，風水害編第2章第21節，第3章22節)

② 最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善等

○ 地方公共団体における業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化

業務継続計画を策定するに当たって，重要な6要素(首長不在時の代行順位及び職員の参集体制，代替庁舎の特定，電気・水，食料等の確保，多様な通信手段の確保，重要な行政データのバックアップ，非常時優先業務の整理)が明記されたため，必要な箇所を修正。

(地震編第2章第17節，津波編 同左，風水害編第2章第11節)

2 主な修正点について

1 地震災害対策編，津波災害対策編，風水害等災害対策編共通の修正

(2) その他

① 避難所における愛護動物の対策

避難所におけるペットの取り扱いについて，衛生面に配慮しながらも，可能な限り同行避難者の受入体制を整備するとともに，平常時から，飼い主に対して同行避難の必要性や避難所での適切な飼育管理について普及啓発を行う旨を明記。

(地震編第2章第24節，津波編 同左，風水害編第2章第17節)

② 指定地方公共機関の追加

新たに指定地方公共機関に指定された機関について，防災機関の業務大綱に新たに明記。

(地震編第1章第2節，津波編 同左，風水害編 同左)

③ 仙台空港民営化

平成28年7月より民営化された仙台空港について，東京航空局仙台空港事務所と民営化により仙台空港の施設管理者となった仙台国際空港株式会社の災害時等における役割を整理。

(地震編第1章第2節，津波編 同左，風水害編 同左，第2章第22節，第3章第33節)

2 津波災害対策編

防災基本計画の修正の反映

○ 企業等の避難確保計画・避難訓練

市町村地域防災計画で名称等を定められた地下街や防災上の配慮を要する者が利用する施設等の管理者は，必要な事項を定めた避難確保計画を作成・公表し，計画に基づく避難訓練を実施すること，作成した避難確保計画及び訓練の実施結果を市町村長に報告することが明記されたため，必要な箇所を修正。

(津波編第2章第13節)

2 主な修正点について

3 風水害等災害対策編

1 防災基本計画の修正等の反映

○ 活火山法の改正に伴う火山防災協議会の設置等

- ・火山災害警戒地域の指定があった際の火山防災協議会の設置，地域防災計画において定めるべき事項のほか，市町村が避難促進施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施への助言又は勧告等を行うこと，火山災害発生時における情報の伝達などが防災基本計画に明記されたことから，必要な箇所を修正。

○ 火山防災協議会における協議事項等

- ・設置した火山防災協議会の規約に基づき，協議会の協議事項，市町村の作成する避難計画，集客施設の作成する避難確保計画に定めるべき事項について，明記。

○ 火山災害の要因

- ・火山活動に伴って生じる災害について，噴石や火砕流等，予想される現象と警戒すべき被害について，新たに定義。

(風水害編第2章第1節)